

令和 8 年度大分市脱炭素先行地域づくり事業推進支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

第 1 業務の概要

1. 業務名

令和 8 年度大分市脱炭素先行地域づくり事業推進支援業務委託

2. 業務目的

環境省の第 7 回脱炭素先行地域の選定を受けた本市の提案を、確実かつ適切に実施するため、進捗管理や専門的知見に基づく助言、関係者との調整等の事業運営支援に必要な業務全般を委託することを目的とする。

3. 業務内容

別紙「令和 8 年度大分市脱炭素先行地域づくり事業推進支援業務委託仕様書」のとおり

4. 公募型プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由

本業務の遂行にあたって、上記の目的を達成するためには、電力等に関する技術的・専門的な知識だけでなく、本市の提案を確実に推進するための政策提言等も必要とすることから、公募型プロポーザル方式により企画力、専門性及び業務実績等を総合的に評価した上で、本業務の目的を達成し得る最も適した業者を選定する。

5. 提案上限額

上限額：9,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

6. 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

第 2 プロポーザルに係る事項

1. 参加資格要件

本業務の公募型プロポーザルに参加しようとする者は、次の要件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 市長が地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の各号いずれかに該当すると認めたものにあっては、その事実を認めた後、3 年を経過した者であること。
- (3) 公告日から契約締結日までにおいて、大分市物品等供給契約に係る指名停止等の措置に関する要領(平成 21 年大分市告示第 553 号)若しくは大分市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要領(平成 12 年大分市告示第 477 号)に基づく指名停止期間中でないことまたは大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱(平成 24 年大分市告示第 377 号)に基づく排除措置期間中でないこと。
- (4) 参加表明書提出日以前 3 月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実または銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。

2. 募集及び選定スケジュール

	項 目	期 間 等
1	公募開始	令和 8 年 7 月 6 日 (月)
2	質問書の提出期限	令和 8 年 7 月 13 日 (月) 17 時 15 分まで
3	質問書に対する回答	令和 8 年 7 月 16 日 (木)
4	参加表明書の提出期限	令和 8 年 7 月 21 日 (火) 17 時 15 分まで
5	参加資格確認結果の通知	令和 8 年 7 月 23 日 (木)
6	提案書の提出期限	令和 8 年 7 月 27 日 (月) 17 時 15 分まで
7	プレゼンテーション・ヒアリング実施	令和 8 年 7 月 31 日 (金) 予定
8	選定結果の通知・公表	令和 8 年 7 月 31 日 (金) 以降
9	契約内容の調整	令和 8 年 8 月 初旬予定

3. 質問及び回答

(1) 質問

①質問期限：公告日から令和8年7月13日(月)17時15分まで

②質問方法：質問書(様式第1号)により、FAXまたは電子メールにて受け付ける。提出後は、事務局まで送信した旨の電話連絡をすること。

電子メール：datutanso@city.oita.oita.jp

(2) 回答

①回答日：令和8年7月16日(木)

②回答方法：質問内容と合わせ、質問者名等を伏せて、市のホームページ上で回答する。

4. 本市の脱炭素先行地域の取組に係る情報提供について

本業務の詳細に関する資料の貸与について、情報提供を受けたい者は、以下の通りその旨を申し出ること。

(1) 受付期間

公募開始から令和8年7月21日(火)17時15分まで

(2) 申出方法

電子メールにて事務局に申し出ること。併せて、電子メールを送信した際は、事務局まで送信した旨の電話連絡をすること。

(3) 情報提供

(2)の申出を確認後、資料を電子メール等により送付する。

(4) 提供データ

- ・資料1 第7回 脱炭素先行地域計画提案書
- ・資料2 計画概要(市作成版)
- ・資料3 令和8年度 脱炭素先行地域 主なスケジュール
- ・資料4 マイルストーン達成状況報告書

(5) 貸与後の取扱いについて

貸与した提供データは、本業務の企画提案書作成のためだけに使用し、本公募手続き終了後は、当該目的以外に使用することのないよう、速やかに削除すること。

5. 参加表明書等の提出

(1) 提出期限：令和8年7月21日(火)17時15分まで(必着)

(2) 提出場所：「15. 問合せ先」記載のとおり

(3) 提出方法：直接持参(ただし、土日祝日を除く、午前8時30分～午後5時15分)

または郵送（書留郵送に限る）

- (4) 提出書類及び部数
- ア. 参加表明書（様式第2号） 正本1部
 - イ. 参加事業者の概要（様式第3号） 正本1部
（パンフレット等あれば併せて添付すること）
 - ウ. 同種業務の実績一覧（様式第4号） 正本1部
 - エ. 会社の規模及び財務状況がわかるもの（任意様式） 正本1部
 - オ. 市税完納証明書（発行後3か月を超えないもの） 正本1部
 - カ. 申告している税務署が発行する法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（発行後3か月を超えないもの） 正本1部
 - キ. 暴力団排除に関する誓約書（様式第5号） 正本1部
 - ク. 参加表明書を提出するために押印した実印の印鑑証明書（発行後3か月を超えないもの） 正本1部
 - ケ. 法務局が発行する法人の履歴事項全部証明書（発行後3か月を超えないもの） 正本1部
- ※参加申込書提出日において、大分市競争入札参加資格を有している者は、エ～ケは提出不要。
- (5) 提出期限までに上記（4）を提出しない者または参加資格がないと認められた者は、当該プロポーザルに参加することができない。
- (6) 参加資格の審査結果は、参加資格の有無にかかわらず、令和8年7月23日（木）頃に全表明者に電子メールで通知する。あわせて、提案者の資格を満たす者に対して提案書等の提出を依頼する。
- ※ただし、通知後、参加資格がないことが認められた場合は、当該プロポーザルに参加することおよび契約締結することができない。

6. 提案書の提出

- (1) 提出期限：令和8年7月27日（月）17時15分まで（必着）
- (2) 提出場所：「15. 問合せ先」記載のとおり
- (3) 提出方法：直接持参（ただし、土日祝日を除く、午前8時30分～午後5時15分）
または、郵送（書留郵便に限る）
- (4) 提出書類及び部数
- ①企画提案書（様式第6号）
 - ②企画提案内容（任意様式。ただし、A4判の両面印刷（資料の作成上、A3判を利用した方が確認しやすい場合、A3判の利用を可能とする。）、30ページ以内とする。）
企画提案内容は、別紙仕様書、審査基準等を参照の上作成すること
 - ③見積書（任意様式）※ただし、見積金額については、積算根拠を明記すること。
 - ④業務実施体制表（任意様式）
 - ⑤工程表（任意様式）
 - ⑥参加者の概要がわかる資料（任意様式。会社概要パンフレット等）
- (5) 提出部数
正本1部、副本10部

7. プレゼンテーション

- (1) 出席者3名以内とする。
※説明は本業務に係るプロジェクト管理者または責任者によるものとする。
- (2) 実施時間30分以内とする。
（提案書説明20分質疑応答10分程度、機器等の設置・撤去時間を含む）
- (3) プロジェクターに投影しプレゼンテーションを行う場合は、事前連絡の上、パソコンを応募者で準備すること。
（モニター、プロジェクター、HDMI ケーブルは本市が用意する）
- (4) その他順番は提案書の受付け順とする。
- (5) プレゼンテーション時の配布資料については、業務提案書等を利用するものとし、

追加の資料配布は禁ずる（使用する資料については、業務提案書等に盛り込んでおくこと）。

8. 選考方法および選考基準

すべてのプレゼンテーション終了後、次に掲げる審査項目、配点に基づき、選定委員が採点した合計得点を集計する。ただし、点数の合計が最も高い提案者が複数ある場合は、審査委員の多数決により受託候補者を選定する。

（１）評価基準および配点

	評価基準	配点
1 - (1)	提案企業概要に関する提案書	10 点
1 - (2)	事業実績に関する提案書	10 点
1 - (3)	業務要求水準に対する提案内容の充足性、具体性	60 点
1 - (4)	独自提案	10 点
2	※価格点	10 点
	合計	100 点

※委託価格（見積価格）に関する提案書の得点＝最も少ない委託価格（見積価格）/当該提案委託価格（見積価格）×委託価格（見積価格）に関する提案書の配点（10点）

得点は小数点以下第2位を四捨五入

（２）審査過程の非公開

選定委員会は非公開とする。

また、審査結果および審査内容についての質問・異議申し立ては一切受け付けない。

（３）参加者の欠格事由

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ①提出書類に虚偽の記載があった場合
- ②本実施要領に違反があった場合
- ③公正に欠いた行為があったとして選定委員会が認めた場合
- ④提出書類に不備、錯誤があり、選定委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- ⑤正当な理由なくプレゼンテーション・ヒアリングに応じなかった場合
- ⑥公告日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- ⑦その他、選定委員会が不適当と認めるとき

（４）選定結果の通知・公表

選定結果は、全応募者へ書面により通知する。

併せて、市のホームページにおいて、契約候補者名を公表する。

9. 契約内容の調整

契約候補者と市との協議により、業務内容等について調整を行い、仕様を確定させる。

なお、協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとする。

10. 契約の締結

委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約候補者と契約を締結する。

11. 業務の一括再委託

業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。

12. 個人情報保護

大分市個人情報保護条例に基づき、本業務に係る個人情報を適切に扱うこと。

また、本業務により取得した個人情報、業務終了後直ちに市に引き渡すものとする。

1 3. 守秘義務

業務委託を行うにあたり、業務上知りえた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

1 4. その他

- ①本プロポーザルに係る費用は、すべて応募者の負担とする。
- ②参加業者が1社であっても本プロポーザルを実施し、審査の結果、業務を適切に実施できると判断された場合には、当該参加者を契約の相手方として選定する。
- ③提出された書類等は、大分市情報公開条例に基づき、公開することがある。

1 5. 問合せ先

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号 大分市役所4階 環境政策課 脱炭素社会推進室

担当者：高橋・大坪

TEL : 097-529-7243 (直通) FAX : 097-534-6252

メール：datutanso@city.oita.oita.jp